

競争入札参加者心得

(令和 7 年度版)

建設工事・工事関連業務委託編

宇都宮市 理財部 契約課

電 話 028-632-2163~2165

F A X 028-632-2166

http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/

E-mail : u0402@city.utsunomiya.tochigi.jp

(令和 7 年 1 0 月作成)

目 次

1.	趣旨	1
2.	関係法令等の遵守	1
3.	公正な入札の確保	1
4.	入札参加について	1
5.	入札保証金	2
6.	入札執行について	2
7.	無効とする入札.....	3
8.	入札の中止等.....	5
9.	入札の辞退.....	5
10.	開札.....	5
11.	再度入札	6
12.	落札者の決定.....	6
13.	低入札価格調査制度による落札者の決定	7
14.	最低制限価格制度による落札者の決定	7
15.	落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合の落札（候補）者の決定	7
16.	電子契約利用申出書兼同意書等の提出について	8
17.	異議の申立て	8
18.	入札結果	8
19.	契約書の作成.....	8

20.	契約の保証	8
21.	議会の議決を必要とする契約の締結	9
22.	技術者の適正配置等	9
23.	実務経験者の取扱	1 1
24.	現場代理人	1 1
25.	主任技術者等及び現場代理人の途中交代等について	1 2
26.	社会保険未加入対策	1 4
27.	工事一部下請通知書の提出	1 4
28.	施工体制台帳の作成等	1 4
29.	下請に関する留意事項	1 4
30.	談合情報に対する対応	1 5
31.	暴力団員等から不当な介入を受けた場合の通報報告義務	1 5
32.	経営事項審査	1 5
33.	建設業の許可	1 5
34.	専任技術者証明書	1 5
35.	その他	1 5
【 表 - 1 】	工事発注標準	1 7
【 表 - 2 】	建設関連業務委託発注標準及び指名業者数基準	1 8
【 表 - 3 】	災害復旧工事における指名業者数基準	1 8
【資 料- 1 】	低入札価格調査制度について	1 9

【資 料－２】	最低制限価格制度について	２０
【資 料－３】	電子くじについて	２４
【資 料－４】	事後審査型制限付き一般競争入札について	２６
【資 料－５】	「工事成績活用型制限付き一般競争入札」について	２７
【資 料－６】	「任意着手方式」について	２９
【資 料－７－１】	「週休２日制工事」について	３０
【資 料－７－２】	営繕工事における「週休２日制工事」について	３２
【資 料－８】	郵便入札における注意事項について	３３
【記載例－１】	郵便入札用入札書	３７
【記載例－２】	紙入札用入札書	３８
【記載例－３】	封筒の記入にあたっての注意点	３９
【資 料－９】	工事費内訳書の作成について	４０
【記載例－４】	工事費内訳書（土木関係工事）	４２
【記載例－５】	工事費内訳書（建築関係工事）	４３
【記載例－６】	業務委託費内訳書	４５
【記載例－７】	入札（見積）辞退届	４６
【様 式－１】	指名通知	４７
【記載例－８】	来庁入札用入札書	４８
【記載例－９】	来庁入札用委任状	４９
【資 料－１０】	中間前金払制度について	５０

【記載例－１０】	建設工事契約書	５１
【記載例－１１】	課税（免税）事業者届出書	５２
【記載例－１２】	現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書	５３
【記載例－１３】	工事工程表	５５
【記載例－１４】	業務委託契約書	５７
【記載例－１５】	課税（免税）事業者届出書	５８
【記載例－１６】	業務主任技術者及び照査技術者選任（変更）通知書	５９
【記載例－１７】	業務工程表	６０

宇都宮市競争入札参加者心得

1. 趣旨

この心得は、宇都宮市が発注する建設工事，工事関連業務委託契約の締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めたものです。入札にあたっては、この心得を十分御理解のうえ参加してください。

2. 関係法令等の遵守

入札参加者は、地方自治法，同法施行令，建設業法，宇都宮市財務関係規則，宇都宮市建設工事執行規則その他関係法令並びにこの心得を遵守してください。

3. 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）等に抵触する行為を行ってはなりません。

4. 入札参加について

- (1) 入札参加者は、公告又は指名通知の内容を確認し、設計図書（設計書、仕様書及び図面をいう。以下同じ。）を熟知のうえ入札に参加してください。この場合、設計図書の内容に疑義があるときは、文書により質問をすることができます。
- (2) 一般競争入札で発注されるものは公告を宇都宮市ホームページ等に掲載します。
入札情報システムに掲載する設計図書については、ダウンロードや契約課での閲覧により、事前に内容を確認してください。
- (3) 電子入札に参加を希望する者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下ＩＣカード）を事前に取得し、宇都宮市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）より利用者登録を行ってください。なお、入札においては、開札日時において有効期間内のＩＣカードを使用して行ってください。
- (4) 一般競争入札に参加する場合は、対象工種・等級を御確認のうえ、公告で定められた日時までに入札書を送付してください。なお、入札書送付の際は入札情報システムにて対象案件に関する質問回答等が掲示されていないか、再度御確認ください。
- (5) 指名競争入札における指名の通知は、電子入札システムにより行います。通知があった場合、指名通知書及び設計図書を確認のうえ、定められた日時までに入札書を送付してください。

(6) 入札参加者及び指名業者名は、落札者決定後公表します。

5. 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合（公告又は指名通知に記載）は、この限りではありません。

6. 入札執行について

(1) 入札回数

予定価格を事前に公表した入札では、再度入札は行いません。

予定価格を事前に公表しない入札では、入札回数は、初度入札を含め3回までとします。

ただし、災害復旧工事については、この限りではありません。

(2) 入札書等の提出

入札参加者は、入札書と同時に工事費内訳書又は業務委託費内訳書を提出してください。

ア. 電子入札による場合

入札参加者は、指定の日時までに、ICカードを使用して電子入札システムにより送付してください。

やむを得ない事情により、システムを利用した入札が出来ない場合、「紙入札方式承諾願兼誓約書」を指定した日時までに提出し、承諾を得た場合のみ、紙により入札書を提出することができます。入札書の送付方法については郵便入札と同様とします。

なお、指定した時刻までに入札書が送付されない場合には失格となります。

また、工事成績活用型制限付き一般競争入札については、対象者以外の者が落札候補者となった場合には事後審査にて失格となります。

イ. 郵便入札による場合

入札参加者は、指定の日時までに市から交付された専用の封筒を使用して、一般書留、簡易書留のどちらかにより「**日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局 留**」で送付してください。指定した日時までに到着していない場合には失格となります。

ウ. 来庁入札による場合

入札参加者は、指定の日時に指定の場所において入札書等を提出してください。なお、指定した時刻までに入札会場に入場しない者は失格となり、その入札には参加できません。

入札書は、2つ折りにして入札執行職員に提出してください。封筒等は不要です。

(3) 入札価格について

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入力又は記載してください。

郵便入札又は来庁入札において入札書及び工事費内訳書又は業務委託費内訳書に記載する金額は、アラビア数字（0，1，2，3，・・・9）を用いて正確に記入し、金額の頭書には、¥の記号を付けてください。入札書及び工事費内訳書又は業務委託費内訳書は、鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入してください。また、誤って記入したときは、入札金額を訂正せずに新しい入札書を使用してください。

(4) 来庁入札の代理

代理人が入札する場合は、代表者又は年間受任者からの委任状を同時に提出してください。入札書には、入札参加者の所在地、商号又は名称のほか、代理人が記名しなければなりません。入札書の責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は、押印した入札書を提出しなければなりません。

入札参加者は他の入札参加者の代理をすることはできません。

代理人は、同一の入札において2人以上の代理をすることはできません。

(5) 入札書類の引換え等の禁止

一度送付又は提出した、入札書、工事費内訳書又は業務委託費内訳書及び委任状の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

一般競争入札における、落札候補者が資格確認のために提出する書類も同様です。

(6) 入札の不成立

入札参加者が1者のみである場合には、その入札を中止することがあります。

7. 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

(1) 全ての入札に適用

- ア. 工事費内訳書又は業務委託費内訳書が提出されない入札
- イ. 複数の工事費内訳書又は業務委託費内訳書が提出された入札
- ウ. 入札金額と工事費内訳書又は業務委託費内訳書の金額が異なる入札
- エ. 入札書と工事費内訳書又は業務委託費内訳書の案件名が異なる入札
- オ. 入札前に公表した予定価格を上回る金額でした入札
- カ. 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札

- キ. 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- ク. 入札書が真正なものであることが確認できない入札
- ケ. その他指定した入札条件と合致しない入札

(2) 電子入札に適用

- ア. 特定の電子認証を受けていない入札書による入札
- イ. 入札時に提出する工事費内訳書又は業務委託費内訳書に、入札者の商号又は名称、代表者氏名のない入札
- ウ. ICカードを不正に使用した入札
- エ. 電磁的に記録した工事費内訳書又は業務委託費内訳書がき損した入札
- オ. 開札日時において、有効期間を過ぎるICカードを使用して行った入札

(3) 郵便入札に適用（電子入札における紙入札を含む）

- ア. 専用の封筒を使用しない入札
- イ. 一般書留、簡易書留以外で郵送された入札
- ウ. 一つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札
- エ. 1件の入札に2通以上の封筒が郵送された入札
- オ. 入札時に提出する工事費内訳書又は業務委託費内訳書に、入札者の商号又は名称、代表者氏名のない入札
- カ. 指定封筒の入札の件名又は差出人名が判別できない、又は不明確な入札

(4) 来庁入札に適用

- ア. 代理人が委任状を持参しないでした入札
- イ. 代理人が入札する場合で、代理人の記名のない入札書による入札
- ウ. 同一の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- エ. 入札時に提出する工事費内訳書又は業務委託費内訳書に、入札者の商号又は名称、代表者氏名のない入札

(5) 郵便及び来庁入札に適用（電子入札における紙入札を含む）

- ア. 指定の入札書を使用しない入札
- イ. 入札者の所在地、商号又は名称及び代表者氏名のない入札書による入札
- ウ. 入札書の責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記載がなく、かつ、入札者の押印のない入札による入札
- エ. 浸透印（朱肉が不要な印）による入札
- オ. 入札書の金額を訂正した入札
- カ. 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札

8. 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがあります。
- (2) 市が必要と認めるときは入札の執行を中止、延期又は取り消すことがあります。上記の場合において、入札とは公告又は指名通知から落札の決定（契約締結前）までを言います。
- (3) 前項において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできません。

9. 入札の辞退

- (1) 開札の開始以前は、いつでも入札を辞退することができます。この場合、電子入札の場合は電子入札システムで、郵便入札及び来庁入札の場合は書面で入札辞退届を契約課に提出してください。

なお、緊急により、あらかじめ入札辞退届を提出できない場合には、辞退する旨を連絡することでこれに代えることができますが、速やかに、入札辞退届を書面により提出してください。

来庁入札の入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することで辞退することができます。郵便入札の場合には、入札書の代わりに辞退届を郵送することでも辞退ができます。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名競争入札参加等について不利益な取扱を受けるものではありません。

10. 開札

- (1) 電子入札の場合
開札は、立会人を置くことなく、公告で指定した、開札日時・場所において行うものとします。
- (2) 郵便入札の場合
 - ア. 開札は、公告又は指名通知書等で指定した開札日時・場所において、立会人の立会いのもとで行います。
 - イ. 立会人は、入札参加者から抽選により 1 人を選定します。
 - ウ. 選定された立会人には、立会人選定通知書を指定した期日に通知します。
 - エ. 上記立会人は、開札日を同じくする郵便による入札が 2 件以上あり、かつ、入札参加者の負担軽減及び入札会場や駐車場の混雑緩和の必要があると認められた場合には当該入札を含む連続する約 10 件の立会人を兼務するものとし、その場合、兼務となった入札の参加者からは立会人は選定しないものとします。
 - オ. 代表者（年間委任を受けている者を含む）以外の方が立会人になる場合は委

任状を提出してください。

(3) 来庁入札の場合

- ア. 開札は、入札場所において入札終了後直ちに入札者の立会いのもとで行います。
- イ. 開札にあたっては、原則として最低の価格をもって申込みをした者とその価格のみを発表しますので、内容に疑義のある方は即刻申し出てください。
- ウ. 代理人が入札をする場合は委任状が必要です。

11. 再度入札

- (1) 予定価格を事前に公表しない入札において、開札をした結果、下記に該当した場合は、再度の入札に付するものとします。その場合の入札書提出期限等は再度の入札参加対象者あてに連絡します。ただし、来庁入札の場合は続けて再度の入札を行います。
 - ア. 落札候補者がおらず、予定価格を超えて入札した者がいる場合
 - イ. 事後審査の結果、全ての落札候補者が失格となったが、予定価格を超えて入札した者がいる場合
- (2) 再度の入札の回数は、初度入札を含め3回までとします。再度の入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、予定価格を超えて入札した者とします。ただし、前回までの入札で、第7の規定により無効とされた者や辞退を行った者及び失格となった者は参加することはできません。
- (3) 再度の入札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、不調とします。
- (4) 災害復旧工事については、別に定めるものとします。

12. 落札者の決定

(1) 指名競争入札の場合

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 一般競争入札の場合

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以後、最低価格者という）を開札後の資格審査の後、落札者とします。

審査の結果、資格を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、落札者が決定するまで繰り返し行うものとします。

(1)(2)の場合において、最低価格者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は最低価格者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適當であると認めら

れるときは、当該最低価格者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次順位者を（一般競争入札の場合は、資格審査の後）落札者とします。

なお、最低価格者を落札者としない場合については、「低入札価格調査制度」又は「最低制限価格制度」を適用し、公告又は指名通知書において、その適用があることを明記します。

13. 低入札価格調査制度による落札者の決定

(1) 低入札価格調査制度は、市の発注する建設工事のうち、総合評価落札方式によって行うものについて実施します。あらかじめ低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を定めて、総合評価点が最も高かった者の入札価格が、調査基準価格を下回ったときは、落札候補者の決定を保留し、その者によりその価格で当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定する制度です。

(2) 調査の結果、総合評価点が最も高かった者を落札候補者としなかった場合において、次順位者が、調査基準価格未満であった場合は、次順位者についても、低入札価格調査を行います。

(3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、前2項に規定する調査に協力しなければなりません。

※ 詳しくは「資料－1 低入札価格調査制度について」を参照してください。

14. 最低制限価格制度による落札者の決定

最低制限価格制度は、市の発注する建設工事のうち予定価格が200万円を超えるもの（総合評価落札方式を除く）及び市の発注する工事関連業務委託のうち予定価格が100万円を超えるものについて、実施します。あらかじめ「最低制限価格」を定め、その価格を下回った者は失格とし、最低制限価格以上で最低の価格を入札した者が落札（候補）者となる制度です。

※ 詳しくは「資料－2 最低制限価格制度について」を参照してください。

15. 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合の落札（候補）者の決定

落札（候補）者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、来庁による入札の場合は速やかにくじ引きを行い、総合評価落札方式及び郵便による入札の場合は後日くじ引きを行い、落札（候補）者を決定します。

また、電子による一般競争入札の場合は、電子くじで入札参加資格審査の順位を決定します。その後、審査順位が第1位の者から入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定します。満たしていない場合は、次順位者から順次資格審査を実施し、落札者が決定するまで繰り返し行うも

のとします。

電子による指名競争入札の場合は、電子くじで落札者を決定します。ただし、落札者が失格となり、残りの同価入札者が2者以上あった場合は、来庁により落札者の順位を決定します。

なお、くじ引きを辞退することはできません。もし、電子くじ以外の方法によるくじ引きで、くじを引かない者がある場合においては、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて順位を決定します。

※ 電子くじについては「資料－3 電子くじについて」を参照してください。

16. 電子契約利用申出書兼同意書等の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた後、電子契約を選択する場合は、契約予定日の2日前（閉庁日を除く）までに、電子契約利用申出書兼同意書を提出してください。

17. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、この心得、宇都宮市財務関係規則、宇都宮市建設工事執行規則等の関係規則、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

18. 入札結果

入札結果は、原則として落札決定の翌日以降に契約課及び市役所1階の行政情報センターにおいて経過調書の閲覧により公表します。

また、後日入札情報システムでも入札結果の概要を公表します。

19. 契約書の作成

- (1) 電子契約を選択する場合、宇都宮市が指定する電子契約サービスを利用してください。
- (2) 紙契約を選択する場合、落札者は、落札の決定を受けた日の翌日から7日以内（建設工事に限り市の休日を除く。）に契約書及び指定された添付書類を契約課に提出してください。
- (3) 落札者が、前項の期限内に契約書を提出しないときには、その落札は効力を失います。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、入札参加停止措置の対象になることがあります。

20. 契約の保証

- (1) 落札者は、契約保証金の納付が義務付けられている場合、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契

約保証金に代わる担保としての有価証券又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、保険会社と工事履行保証又は履行保証保険の契約を締結し、契約締結時に保証証券又は保険証券を提出したときは契約保証金が免除されます。

なお、低入札価格調査制度による調査を経て落札決定となった場合には、契約保証金を契約金額の100分の20以上とします。

- (2) 保証書類については、以下のとおり取扱うこととします。

ア. 電子保証を利用する場合、認証キーをメールで送付

イ. 電子契約で現金納付を利用する場合、領収書をスキャンし、メールで送付

ウ. 紙契約で現金納付を利用する場合、領収書の写しを窓口を持参

エ. 前述以外の保証の場合、原本を窓口を持参

21. 議会の議決を必要とする契約の締結

- (1) 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が2億5千万円以上の工事又は製造の請負及び6千万円以上の物品の買い入れ）は、落札の決定を受けた日の翌日から7日以内（建設工事に限り市の休日を除く。）に仮契約書及び指定された添付書類を契約課に提出してください。

- (2) 前項の仮契約を締結した場合は、議会議決日をもって本契約日とします。

- (3) 議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効します。

22. 技術者の適正配置等

- (1) 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を置かなければなりません。

- (2) 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

なお、監理技術者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した者のことを指します。

- (3) 配置する技術者については、工事の受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが要件とされていますので、他の会社からの在籍出向社員や派遣社員を技術者として現場に配置することは認められません。

- (4) 配置する主任技術者又は監理技術者は、1件の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事については、工事現場ごとに専

任でなければなりません。なお、専任で配置する技術者は、事後審査日現在で受注者と3か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

なお、低入札価格調査制度による調査を経て落札決定となった場合には、請負代金額にかかわらず工事現場に専任とします。

○ 配置技術者（専任の場合）

(1) 専任を要する主任技術者及び監理技術者については、下記の要件を満たす場合、専任を要する2件の工事の兼務が可能となります。

ア. 専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号）

- ① 各建設工事の請負代金の額が4,500万円以上1億円未満（建築一式工事は9,000万円以上2億円未満）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること（土木一式工事または建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置すること）
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること（電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。）
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと

※ 専任特例2号との併用はできません。

イ. 専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号）

監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められます。政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補の資格を持つ者としてします。

※ 専任特例1号との併用はできません。

※令和8年3月31日までの本市の特例措置

主任技術者の専任配置を要する工事の兼務について（監理技術者を除く）

次の1又は2の条件を満たす場合には、専任の主任技術者の兼任を認めるものとします。なお、兼任を認める件数は2件までとします。

1. 宇都宮市長が発注した工事であること
2. 他機関が発注した工事と兼任する場合は、一体性や連続性があるもの又は相互調整が必要なものでかつ工事現場相互の間隔が10.0km程度（上限11.0km）であること

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。

(2) 営業所技術者等については、下記の要件を満たす場合、専任を要する主任技術者または監理技術者への兼務が可能となります。

ア. 所属する営業所で契約締結した工事であること

イ. 兼ねる工事の現場数が1以下であること

ウ. 主任技術者及び監理技術者の兼務特例（上記(1)ーア. 専任特例1号）で示す①から⑦を満たしていること

エ. 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

○ 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 専任を要しない主任技術者については、3件（上下水道局発注分を含む）の工事の兼務が可能となります。なお、営業所技術者等については、2件まで（上下水道局発注分を含む）しか兼務できません。

23. 実務経験者の取扱

主任技術者として配置できる実務経験者は、下記に該当する者としてします。

- (1) 経営事項審査申請書の技術職員名簿により、実務経験者であることが確認できる者
- (2) 営業所技術者等として当該業種に登録している者
- (3) 監理技術者資格者証を有している者
- (4) 主任技術者実務経験経歴書の提出により、実務経験者であることが確認できる者

24. 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。

ただし、次のア、又はイの条件を満たす場合には、現場代理人の常駐を要しないこととして取扱います。

ア. 次のいずれかの場合、現場代理人の常駐を要しないものとします。

(ア) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(イ) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(ウ) 工場製作のみが行われている期間

(エ) 工事現場で作業が行われていない期間

イ. 現場代理人を兼任している場合。ただし、必ずいずれかの工事現場に常駐しなければなりません。(現場代理人の兼任を認める条件については、(2) 参照)

(2) 原則として、現場代理人の兼任はできません。ただし、次の条件をすべて満たす場合、現場代理人の兼任を認めるものとします。

(ア) 宇都宮市長が発注した工事であること（上下水道局発注工事を除く。）

(イ) 兼任する工事の当初の請負金額がいずれも4,500万円未満であること
なお、4,500万円以上の工事で現場代理人を兼任させる場合は、連絡員の配置ができること

※ 連絡員は、工事毎に工事現場に常駐している者から選定してください。

(ウ) 現場代理人を兼任しても現場の運営、取締り等に支障がないと認められる工事であること

※ 現場代理人を兼任できる工事については、公告に「なお、本工事は、現場代理人の「兼任を認める工事」の対象とする。」と記載します。

(エ) 兼任を認める工事の件数は、現場代理人1人につき3件以内であること

(オ) 兼任させようとする現場代理人が、兼任しようとする工事以外の主任技術者（監理技術者）になっていないこと

(3) 本市では、工事を受注した者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを要件としています。

(4) 同一の工事において現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼任は可能です。

(5) 営業所技術者等となっている者は、現場代理人にはなれません。

25. 主任技術者等及び現場代理人の途中交代等について

主任技術者等及び現場代理人を工期途中で交代させる場合は、監督員に申し出て合意を得た後、必要書類を契約課へメールで送付又は、窓口へ持参してください。

○ 主任技術者等の途中交代

(1) 主任技術者等は、以下に該当する場合、工期途中で交代することができます。

ア. 主任技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合

イ. 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

ウ. 工場から現地へ工事の現場が移行する場合

エ. 工事工程上技術者の交代が合理的な場合 など

- (2) 主任技術者等を工期途中で交代する場合は、下記の書類を契約課へメールで送付又は、窓口へ持参してください。

ア. 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

イ. 資格の合格証明書等の写し

ウ. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し

※その他、市から提出を求められた書類（例：退職したことが分かる書類）

なお、新たに配置する主任技術者等につきましては、当該工事の主任技術者等としての資格要件を満たす者を配置してください。また、総合評価落札方式の案件の場合は、当該工事の主任技術者等としての資格要件を満たしている者、かつ、術評価点における技術者評価に係る項目の点数が、交代前の主任技術者等の点数と同点以上となる者を配置してください。

○ 現場代理人の途中交代

- (1) 現場代理人を工期途中で交代する場合は、下記の書類を契約課へメールで送付又は、窓口へ持参してください。

ア. 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

イ. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し

なお、新たに配置する現場代理人につきまして、総合評価落札方式の案件の場合は、技術評価点における現場代理人評価に係る項目の点数が、交代前の現場代理人の点数と同点以上となる者を配置してください。

○ 主任技術者等が短期間現場を離れる場合

- (1) 主任技術者等は、以下に該当する場合、短期間（数時間～2日程度）現場を離れることができます。ただし、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保してください。

ア. 当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務

イ. 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加

ウ. 休暇の取得

エ. 働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由

- (2) 上記(1)のアからエに示す理由によるもので、現場を離れる期間が以下に該当する場合は、適切な施工ができる体制を確保し、発注者の了解を得てください。

ア. 上記(1)を超える期間現場を離れる場合

イ. 終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合

ウ. 周期的に現場を離れる場合

ただし、(1)、(2)のいずれの場合も、主任技術者等が現地での対応が必要な場合は除

きます。

なお、書面等による発注者への届出は不要です。

26. 社会保険未加入対策

- (1) 本市が発注する建設工事において、元請事業者が契約する一次下請契約の相手方を、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）加入事業者に限定します。一次下請事業者である建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設事業者をいう。）が社会保険等未加入事業者であった場合、元請事業者に対し、入札参加停止措置（2か月）及び工事成績評定減点措置（－15点）を講じます。
- (2) 二次下請以下については、社会保険等加入事業者を下請契約の相手方とすることを原則とします。二次下請以下の建設事業者が、社会保険等未加入事業者であった場合、元請事業者に対し、当該下請事業者への社会保険等加入指導を行うよう要請します。
- (3) 下請契約の相手方が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める建設業許可を受けないで建設業を営む者であっても、社会保険等未加入対策においては、建設事業者と同様の取扱いをするものとし、契約約款及びこの心得の条項を適用します。

27. 工事一部下請通知書の提出

請け負った建設工事の一部を下請発注する場合は、下請事業者に対する工事代金の支払や就労予定労働者数などの項目が含まれた工事一部下請通知書を工事発注課に提出し、承認を受けてください。

28. 施工体制台帳の作成等

施工体制台帳は、請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の額に関わらず作成し、その写しを工事発注課に提出することを義務付けます。また、工事現場ごとに施工体制台帳を備え、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

29. 下請に関する留意事項

- (1) 下請施工を必要とする場合は、可能な限り宇都宮市内の事業者へ発注するように努めてください。
- (2) 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り宇都宮市内の事業者へ発注するように努めてください。
- (3) 指名競争入札で落札した工事における一部を、当該工事の入札参加者に下請負させることは認められません。

ただし、一般競争入札による工事の場合はその限りではありません。

30. 談合情報に対する対応

入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの事業者が落札者又は落札候補者、並びに総合評価落札方式で落札第1順位者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行います。調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とします。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがあります。

なお、談合等（競売入札妨害や独占禁止法違反行為）が判明した場合には、入札参加停止の措置や損害賠償金を請求することがあります。

31. 暴力団員等から不当な介入を受けた場合の通報報告義務

契約の履行に当たり、受注者又はその下請事業者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に通報し、捜査上必要な協力を行い、市の工事発注課に報告を行わなければなりません。

なお、受注者又はその下請事業者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、本市への報告や警察への通報を怠った場合には、入札参加停止の対象となります。

32. 経営事項審査

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設事業者は、建設業法第27条の23第1項の規定により、経営事項審査を受けなければなりません。入札参加有資格者は、継続的に経営事項審査（必ず総合評定値を請求のこと）を受けてください。

33. 建設業の許可

建設業を営む場合は、建設業の許可を受ける必要があります。許可の有効期間は5年間となっているので、入札参加有資格者は、定期的に建設業の許可の更新を受けてください。

34. 専任技術者証明書

許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、一定の資格要件を備えた専任の技術者を置かなければなりません。入札参加有資格者は、営業所や許可業種の増減、専任技術者の変更がある場合、建設業許可行政庁へ申請してください。

35. その他

電子入札及び郵便入札による制限付き一般競争入札の取扱については、原則とし

て，公告やそれぞれの共通事項を優先します。

【 表 ー 1】 工事発注標準

工 事 種 別	発 注 標 準 金 額	等級
土木一式工事	3, 0 0 0 万円以上	A
	1, 4 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	B
	6 0 0 万円以上 1, 4 0 0 万円未満	C
	6 0 0 万円未満	D
建築一式工事	1, 5 0 0 万円以上	A
	3 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満	B
	3 0 0 万円未満	C
ほ 装 工 事	8 5 0 万円以上	A
	4 5 0 万円以上 8 5 0 万円未満	B
	4 5 0 万円未満	C
管 工 事	9 0 0 万円以上	A
	3 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	B
	3 0 0 万円未満	C
電 気 工 事	1, 4 0 0 万円以上	A
	4 0 0 万円以上 1, 4 0 0 万円未満	B
	4 0 0 万円未満	C
造 園 工 事	5 0 0 万円以上	A
	5 0 0 万円未満	B
とび・土工・ コンクリート工事	4 5 0 万円以上	A
	4 5 0 万円未満	B

【 表 ー 2】 建設関連業務委託発注標準及び指名業者数基準

種 別	発 注 標 準 金 額	等級	指名業者数
測 量	3 5 0 万円以上	A	8 者
	3 5 0 万円未満	B	7 者
土木関係建設 コンサルタント	5 0 0 万円以上	—	8 者
	5 0 0 万円未満	—	7 者
建築関係建設 コンサルタント	8 0 0 万円以上	—	8 者
	8 0 0 万円未満	—	7 者
補償関係 コンサルタント	5 0 0 万円以上	A	8 者
	5 0 0 万円未満	B	7 者
地質調査	2 5 0 万円以上	—	8 者
	2 5 0 万円未満	—	7 者

【 表 ー 3】 災害復旧工事における指名業者数基準

入札方式	区分	等級		指名業者数
指名競争入札	建設工事	A		6 者
		B		5 者
		C		4 者
		D		4 者
		等級区分 なし	5 0 0 万円以上	6 者
			5 0 0 万円未満	5 者

【資料－１】 低入札価格調査制度について

1. 適用対象

総合評価落札方式による建設工事を対象として実施します。

2. 調査基準価格の設定と判定

(1) 調査基準価格は、次の基準により設定するものとします。

- ア. 直接工事費に１０分の９．８を乗じて得た額
- イ. 共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額
- ウ. 現場管理費に１０分の９を乗じて得た額
- エ. 一般管理費に１０分の６．８を乗じて得た額

調査基準価格は、アからエまでの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とします。

(2) 予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額を比較価格とし、調査基準価格に１１０分の１００を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する調査基準価格とします。

(3) 開札において、第１順位者の入札価格が比較価格に対する調査基準価格未満の場合、落札候補の決定を保留し、失格基準の判定を実施します。

判定においては、次のアからオに掲げる項目に一つでも該当したときは、当該第１順位者を失格と判定し、全ての項目に該当しないときは、詳細調査を実施するものとします。

ただし、各経費の区分が共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費に該当しない場合は、イからエに代えてカを適用します。

ア. 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における**直接工事費の７５％未満**である。

イ. 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の共通仮設費が、市の設計における**共通仮設費の７０％未満**である。

ウ. 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の現場管理費が、市の設計における**現場管理費相当額の７０％未満**である。

エ. 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の一般管理費が、市の設計における**一般管理費の５５％未満**である。

オ. 当該第１順位者の入札価格が、次に掲げる(ア)から(エ)までの合計額（当該額が比較価格の９２％を超える場合は比較価格の９２％の額とし、比較価格の７５％を下回る場合は比較価格の７５％の額とする。）から(オ)を減じ千円未満を切捨てた額未満である。

(ア) 直接工事費に１０分の９．８を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額

(ウ) 現場管理費に１０分の９を乗じて得た額

(エ) 一般管理費に１０分の６．８を乗じて得た額

(オ) 比較価格に１０分の０．３を乗じて得た額

カ. 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費等の額が、市の設計における**諸経費等の額の５５％未満**である。

(4) 前号の規定により第１順位者が失格になった場合は、次順位者を落札候補者と

するものとします。

ただし、次順位者が比較価格に対する調査基準価格未満の場合は、当該入札者を調査対象者とするものとします。

3. 低入札価格調査概要の公表

低入札価格調査を行った場合、その結果の概要を閲覧による方法により公表します。

4. その他

低入札価格調査を経て落札した工事の取扱いは、次のとおりとなります。

- (1) 契約金額に関わらず、技術者は専任配置とします。
- (2) 検査・監督を強化します。
- (3) 「**施工体制台帳**」, 「**施工体系図**」の作成, 提出を義務付けます。
- (4) 契約保証金及び発注者が契約を解除する場合の違約金を, 「**契約金額の20%以上**」とします。
- (5) 前払金の限度額を, 「**契約金額の30%以内**」とします。
- (6) 低入札価格調査制度該当工事の受注は, 工期が重複する場合には, **1件まで**(上下水道局発注分を含む)とします。
- (7) 現場代理人と主任技術者を同一の者が兼任することはできません。
- (8) 下請契約及び支払い状況調査を実施します。
 - ア. 受注者は, 「宇都宮市低入札価格調査制度運用要領」第7条に基づき, 低入札詳細調査関係書類として, 下請契約書等を添えて提出しなければならない。
 - イ. 受注者は, 下請契約書等に基づき, 下請代金を支払った時は, 領収書等を添えて提出しなければならない。
 - ウ. 受注者は, 下請負人に対する不払いが明らかとなった場合は, 指名停止措置の対象とする。
- (9) 粗雑工事に該当した場合, 指名停止期間を1ヶ月以上6ヶ月以内に加重する。

【資料－２】 最低制限価格制度について

１．適用対象

予定価格が１件２００万円を超える建設工事（総合評価落札方式を除く）及び予定価格が１件１００万円を超える工事関連業務委託を対象として実施します。

２．最低制限価格の設定と判定

(1) 最低制限価格は、次の基準により設定するものとします。

ア．建設工事

(ア) 直接工事費に１０分の９．８を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額

(ウ) 現場管理費に１０分の９を乗じて得た額

(エ) 一般管理費に１０分の６．８を乗じて得た額

最低制限価格は、(ア)から(エ)までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とします。

※本体工事と附帯工事がある場合は、それぞれの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を合計したものに、上記(ア)から(エ)の率を乗じた額の合計から千円未満の端数を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とします。

イ．測量業務

(ア) 直接測量費の額

(イ) 測量調査費の額

(ウ) 諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額

※ただし、当分の間、(ウ)の「１０分の４．８」は、「１０分の５．５」とします。

最低制限価格は(ア)から(ウ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に１０分の８．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の８．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の６を乗じて得た額とします。

ウ．建築関係建設コンサルタント業務

(ア) 直接人件費の額

(イ) 特別経費の額

(ウ) 技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額

※ただし、当分の間、(ウ)の「１０分の６」は、「１０分の１０」とします。

最低制限価格は(ア)から(エ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に１０分の８を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の８を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６を乗じ

て得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とします。

エ. 土木関係建設コンサルタント業務

① 積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

※ただし、当分の間、(ウ)の「10分の5」は、「10分の10」とします。

最低制限価格は(ア)から(エ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とします。

② 積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

最低制限価格は(ア)～(エ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とします。

オ. 補償関係コンサルタント業務

① 積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

※ただし、当分の間、(ウ)の「10分の5」は、「10分の10」とします。

最低制限価格は(ア)から(エ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とします。

② 積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

最低制限価格は(ア)～(エ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とします。

カ. 地質調査業務

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額

(ウ) 解析等調査業務費の額10分の8を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

※ただし、当分の間、(エ)の「10分の4.5」は、「10分の5」とします。

最低制限価格は(ア)から(エ)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とします。

- (2) 予定価格の110分の100の額を比較価格とし、最低制限価格の110分の100の額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する最低制限価格とします。
- (3) 開札において、入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満の入札は、失格とします。
- (4) 入札価格が比較価格に対する最低制限価格以上のもののうち最低価格者を落札者又は落札候補者とします。
- (5) すべての入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満のときは、不調とします。

【資 料－３】 電子くじについて

電子くじの対象となる入札において、落札候補者となる者が２者以上ある場合は、電子入札システムにて落札（候補）者を決定します。

決定方法は、次の計算式で行います。

<電子くじの概要>

対象		電子入札システムで行われる建設工事（総合評価落札方式を除く）・建設関連業務委託
決定方法の要素とする数	(ア)	くじ抽選対象者が指定した数（くじ番号）と入札書提出日時の秒（ミリ秒単位の下３桁）の和 ⇒ 確定くじ番号
	(イ)	くじ抽選対象者数(同額で入札した複数の落札候補者の数) ※くじ抽選対象者とは…くじ抽選時において、同額で応札したすべての者とする。
入札書提出番号	(ウ)	入札書到達順にくじ抽選対象者に割り振った番号 ※０から順に割り当てる
決定方法		(ア)の合計÷(イ)＝商・・余り (ウ)と余りが一致したものを第１順位者とする。 なお、建設工事における審査順位の算出方法については、先に順位が確定した全ての業者を除いた「確定くじ番号の総和」、「くじ対象業者数」で再計算を行い同様に算出した結果となります。

<電子くじの手順>

電子入札参加者は入札時に任意の数字（３桁の整数）を記入し、「くじ番号」を指定します。また、指定したくじ番号と入札日時の秒（ミリ秒単位下３桁）の和を「確定くじ番号」とします。（和が４桁になる場合は、下３桁を使用します。）

※紙入札において、有効なくじ番号を指定しなかった場合、「１」と記載されたものとして扱います。

**開 札
同価入札の発生**



① **【電子くじの概要】の決定方法による計算で「余り」を求めます。**

② **入札書提出順に０から番号を振り、①で計算した「余り」が一致した者を「審査順位が第１位の者」とし、後日、入札参加資格審査の結果、要件を満たした場合に落札決定者としてします。**

※審査順位が第１位の者について、入札参加資格審査の結果、落札決定者とならなかった場合は、審査順位が第２位以降の者を順次審査し、要件を満たす者を落札決定者としてします。

＜具体的な事例＞

入札参加者	入力くじ番号	入札書提出日時	確定くじ番号	くじ対象
A	864	H27. 7. 1 11 時 10 分 12 秒 001	864+001 =865 865	○
B	521	H27. 7. 1 15 時 07 分 16 秒 078	521+078 =599 599	—
C	961	H27. 7. 4 12 時 15 分 24 秒 123	961+123 =1084 084	○
D	069	H27. 7. 2 16 時 00 分 42 秒 023	069+023 =092 092	○

第 1 順位者の決定

入札参加者	確定くじ番号	入札書提出順
A	865	0
D	092	1
C	084	2

(くじ抽選対象者の確定くじ番号の和) ÷ (くじ抽選対象者数)

(865+092+084) ÷ 3 = 347 余り 0

よって入札書提出順が「0」のAを第1順位者とする。

第 2 順位者の決定

入札参加者	確定くじ番号	入札書提出順
D	092	0
C	084	1

また、第2位順位は、第1順位者を除いて再計算を行います。

(くじ抽選対象者の確定くじ番号の和) ÷ (くじ抽選対象者数)

(092+084) ÷ 2 = 88 余り 0

よって第1順位者を除いて振り直した入札書提出順が「0」のDを第2順位者とする。

【資料－４】 事後審査型制限付き一般競争入札について

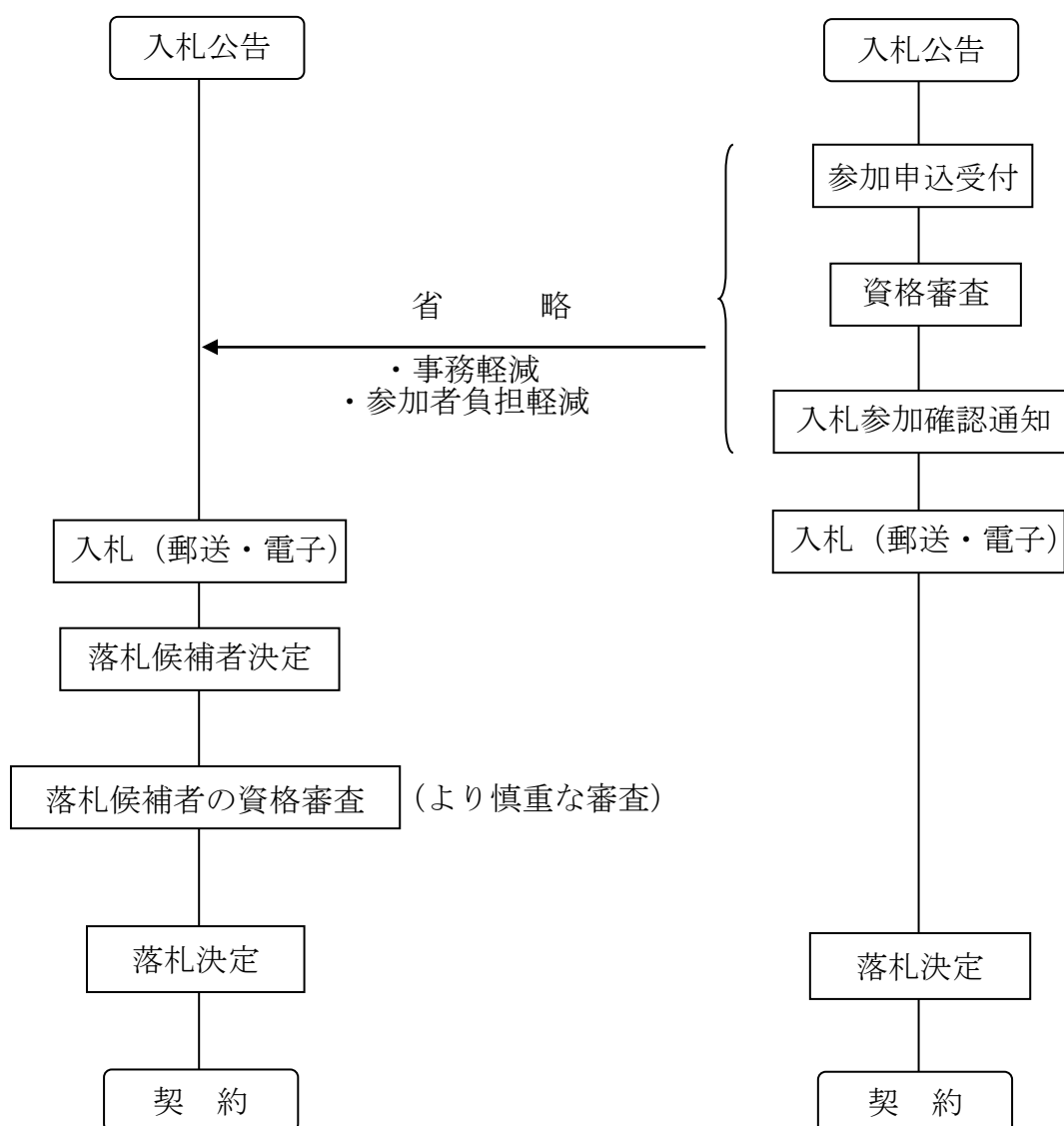
平成１５年４月より「制限付き一般競争入札」を「事後審査型」で実施しています。
平成２７年９月１日以降に公告した案件より「参加申込受付」を省略します。

＜事後審査型のメリット＞

- １．発注者にとっては、資格審査の省略等により事務量の軽減につながるとともに、最低価格者のみの審査で済み、より慎重な資格審査が可能となります。
- ２．参加者にとっては、資格審査申請に係る事務の省力化および移動等に係るコスト縮減が図れることから、負担の軽減になります。

事後審査型制限付き一般競争入札

事前審査型制限付き一般競争入札



【資料－５】 「工事成績活用型制限付き一般競争入札」について

工事成績の平均点の高い事業者の受注機会を拡大することで、工事品質の向上につなげることを目的に、制限付き一般競争入札の参加要件の一つとして、それぞれの事業者の工事成績評定点の平均点を活用する入札を導入しております。

<入札の概要>

(1) 対象工事及び入札方法

原則、設計金額 500 万円以上 2,500 万円未満の制限付き一般競争入札（市内に本店を有する者を対象）において、次の工種からそれぞれ年間数件程度を選定します。

土木一式工事（B，C 等級），建築一式工事（B 等級），ほ装工事（A，B 等級）

(2) 参加要件

「工事成績」が「基準点」以上である事業者を入札の対象とします。

ただし、過去 3 か年度以内に入札参加停止措置を受けていない者であること。

なお、当該要件を満たす者には、本市より参加資格の通知を行います。

- ・ **工事成績** : 本市の請負金額 500 万円以上の工事（市長部局発注）において、検査室検査が完了した工事（工種・等級ごと）における事業者ごとの**過去 3 か年度の工事成績評定点の平均点**
 - ・ **基準点** : 本市の請負金額 500 万円以上の工事（市長部局発注）において、**前年度の工事成績評定点（工種・等級ごと）の平均点**

(3) 競争性の確保

上記 (2) の参加要件を満たす者が各工種において 8 者以上確保できない場合は、その工種については、当該方式による入札は行いません。

(4) 工事成績評定点の有効期間

当該方式による入札の対象者の有効期間は、以下の表のとおりとなります。

	R4 4/1	R5 4/1	R6 4/1	R7 4/1	8/1	R8 4/1	R9 4/1
基準点							
工事成績							

基準点

工事成績

←

→

有効期間
R7. 8. 1 ~ R9. 3. 31

(5) 入札書等の提出

入札参加者は、提出を求めた入札においては、入札書と同時に工事費内訳書を提出してください。なお、上記 (2) の参加要件を満たす者以外の者が落札候補者となった場合には事後審査にて失格となります。

- 27 -

(6) 対象者の閲覧

対象者一覧は、契約課及び行政情報センターで閲覧できます。

(7) 有効期間内の等級変更などに伴う取扱い

有効期間内に工種・等級の変更又は入札参加停止措置が生じた場合、その事業者は当該入札の対象者ではなくなります。

また、有効期間内に工種・等級の変更に伴い、新たに当該入札の対象者になることはありません。

(8) その他

工事施工にあたっては、現場の工事看板に「工事成績活用型入札対象工事」と明記できるものとします。

<公告文の記載について>

(1) 入札方式

原則、電子入札により実施します。

(2) 当該方式による入札の記載

当該方式による入札は、制限付き一般競争入札の入札条件欄に以下の記載のある工事とします。

- (X) 宇都宮市より、工事成績活用型制限付き一般競争入札の対象者である通知（令和XX年XX月XX日付）を受けている者であること。

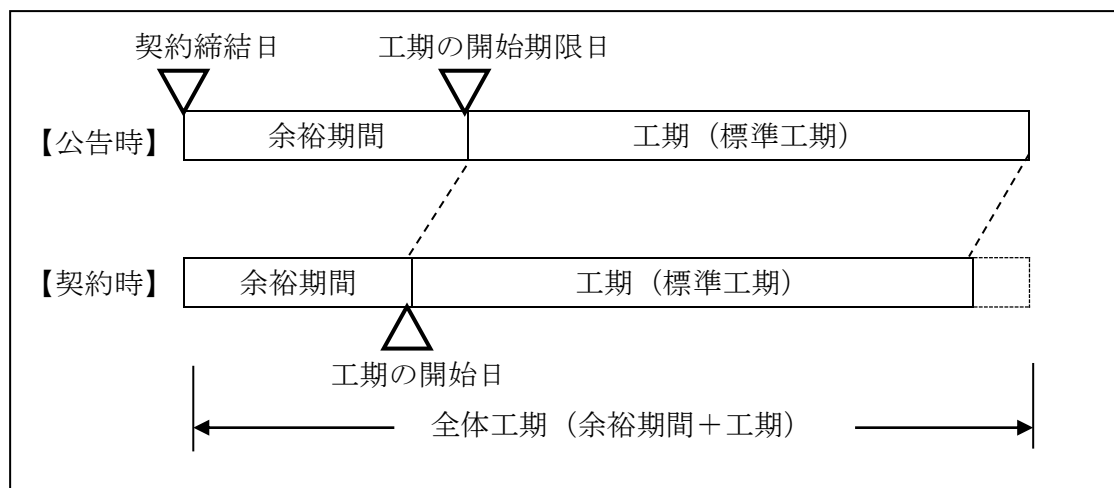
【資料－６】 「任意着手方式」について

受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、本市が発注する一部の建設工事において、任意着手方式を導入しています。

1 制度概要

(1) 任意着手方式とは

契約締結日から発注者が示した工期の開始期限日までの間で、受注者が工期の開始日を任意に選択する方法です。



【用語の定義】

余裕期間：契約締結日から工期の開始日までの期間

- ・建設資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工を含め、工事に着手できない。
- ・建設資機材の調達や労働者確保などの事前準備を行うことができる。
- ・現場代理人，監理技術者，監理技術者補佐又は主任技術者の配置を要しない。

工期：実際に工事を施工するために必要な期間で，準備工と後片付けに要する期間を含む

全体工期：余裕期間と工期を合わせた期間

(2) 対象工事

200万円超の建設工事で以下に該当するもののうち，発注者が必要と認めたものとします。

- ・年度内に標準工期を確保できる工事
- ・余裕期間を設定しても，供用開始に影響を及ぼさない工事
- ・継続費，繰越明許費，債務負担行為が設定されている場合は，当該期間内に標準工期を確保可能な工事

(3) 余裕期間の設定

余裕期間は，工期の30％かつ4か月を超えない範囲で設定します。

2 設定工事の取扱い

(1) 工期の開始期限日の設定

工期の開始期限日は、工事ごとに公告及び特記仕様書に示すこととします。

(2) 工期の開始日の設定

受注者は、工期の開始期限日までの間で工期の開始日を任意に設定し、「事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格確認の申請書（以下、「確認申請書」という。）」提出時に、様式第1号「工期開始日通知書」により、発注者に通知するものとします。

(3) 現場代理人及び主任技術者等の配置

余裕期間は、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の配置は不要です。

現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の選任については、確認申請書の提出時とします。

なお、工期の開始日に、確認申請書の提出時に選任した技術者を配置できない場合には、同等以上の資格を持つ技術者を配置してください。配置できない場合には、約款の規定に基づき契約を解除し、宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づき、入札参加資格を停止します。

(4) 契約保証金

契約（履行）保証を要する場合の保証期間は、契約締結日から工期末までを含む期間とします。

(5) 前払金

前払金については、契約締結後から請求できるものとします。

(6) 現場管理

余裕期間中の現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は、建設資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工を含め、工事を開始できません。

なお、現場に入らないでできる事前準備（建設資機材の調達、労働者確保等）を自らの裁量で行うことはできるものとします。

【資料－７－１】 「週休２日制工事」について（※営繕工事については、資料－７－２参照）
建設業における労働環境の改善の取組として「週休２日制工事」を実施いたします。

＜実施内容＞

(1) 発注方法

- ① 発注者指定型（発注者が指定して週休２日制工事を行うもの）により実施します。
- ② 受注者希望型（受注者が希望して週休２日制工事を行うもの）により実施します。

(2) 対象工事

一般競争入札で発注する工事（営繕工事を除く）のうち、以下に該当するものを除く工事とします。

- ・ 工期が１箇月未満の工事
- ・ 緊急対応が必要な工事（災害復旧工事等）や社会的要因や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

(3) 定義

(ア) 対象期間

対象期間は、現場着手日から工事完成日（完成届の提出日）までの期間とします。

(イ) 休日（現場閉所）

現場事務所での書類作成等の事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とします。

(4) 履行実績の確認

受注者が提出する「休日取得計画書及び実施書」等で実績を確認します。

(5) 経費の補正

栃木県各所管部局の週休２日制工事实施要領に準じた補正を行います。

(6) 工事成績評定点

発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

R7.3 以前に検査したもの

現場閉所の実績	発注者指定型	受注者希望型
４週８休以上	３点	３点
４週７休以上４週８休未満	０点	２点
４週６休以上４週７休未満		１点
４週６休未満	－１点 (受注者の責の場合)	０点

R7.4 以降に検査したもの

現場閉所の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休 2 日	2 点	3 点
月単位週休 2 日	1 点	2 点
通期の週休 2 日	加点なし	1 点
通期の週休 2 日未満	－ 1 点 (受注者の責の場合)	減点なし

【資料－７－２】 営繕工事における「週休２日制工事」について

建設業における労働環境の改善の取組として「週休２日制工事」を実施いたします。

＜実施内容＞

(1) 発注方法

- ① 発注者指定型（発注者が指定して週休２日制工事を行うもの）により実施します。
- ② 受注者希望型（発注者と協議の上、週休２日制工事を行うもの）により実施します。

(2) 対象工事

一般競争入札で発注する営繕工事のうち、以下に該当するものを除く工事とします。

- ・ 工期が１箇月未満の工事
 - ・ 緊急対応が必要な工事（災害復旧工事等）や社会的要因や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事
- ※ 市民生活への影響が大きい清掃施設等における工事については、案件毎に検討するものとする。

(3) 定義

(ウ) 対象期間

対象期間は、現場着手日から工事完成日（完成届の提出日）までの期間とします。

(エ) 休日（現場閉所または現場休息）

現場事務所での書類作成等の事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態、または、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態とします。

(4) 履行実績の確認

受注者が提出する「休日取得計画書及び実施書」等で実績を確認します。

(5) 経費の補正

栃木県各所管部局の営繕工事における週休２日制工事实施要領に準じた補正を行います。

(6) 工事成績評定点

発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

現場閉所の実績	発注者指定型	受注者希望型
４週８休以上	２点	３点
４週７休以上４週８休未満	減点なし	２点
４週６休以上４週７休未満		１点
４週６休未満	－１点 (受注者の責の場合)	減点なし

【資 料－８】 郵便入札における注意事項について

1. 対象となる建設工事・工事関連業務委託

電子入札システム改修等により電子入札で対応できない工事・工事関連業務委託

※ これら以外の工事・工事関連業務委託は、原則として電子入札で実施します。

2. 入札書等の郵送にあたって

- (1) 入札書及び封筒は郵便入札専用（総合評価落札方式の場合は総合評価落札方式専用）のものを使用してください。
 - (2) 入札書には、入札番号・くじ番号（紙入札の場合のみ）・工事名（業務名）・工事場所（履行場所）・金額・開札日・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。入札書の責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は、押印した入札書を提出してください。
 - (3) 入札書の日付は、指名通知又は公告の「開札日」を記入してください。到着期限日とは異なりますので御注意ください。
 - (4) 郵便入札に使用する封筒は、「入札用封筒交付申請書」を提出することにより、専用のものを交付します。他の封筒は使用できませんので、き損や誤記入の場合は契約課に相談してください。また、封筒を使用しなかった場合は、速やかに契約課に返却してください。
 - (5) 入札書は、1 件ごとに封筒に入れ封緘してください。
 - (6) 封筒には、入札番号・開札日・工事名（業務名）・会社の住所・商号又は名称・代表者氏名・電話番号・ファックス番号を記入してください。
 - (7) 入札書は「一般書留」、「簡易書留」のどちらかで提出してください。これら以外の場合には無効となります。
- なお、入札書は日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局留とし、契約課への直接持参は認めませんので御注意ください。
- (8) 郵送に係る費用については、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担となります。
 - (9) 郵便局から交付される「差出控え」は、入札終了まで保管してください。

3. 提出期限について

郵送による到着期限日は原則として開札日の前日です。指名通知や公告で確認してください。入札書が指定された期日までに、日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局 に到着しない場合は、失格となります。

4. 入札書の引換え等の禁止

一度提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

5. 無効となる入札について

次のいずれかに該当する場合は無効になりますので御注意ください。

- (1) 専用の封筒を使用しない入札
- (2) 一般書留、簡易書留以外で郵送された入札
- (3) 一つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札
- (4) 一件の入札に2通以上の封筒が郵送された入札
- (5) 指定封筒に入札の件名又は差出人名が記載されていない入札
- (6) 入札書に入札者の所在地、商号又は名称及び代表者氏名が記載されていない入札

- (7) 入札書の責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記載がなく、かつ、入札者の押印のない入札書による入札
- (8) 入札時に提出する工事費内訳書又は業務委託費内訳書に、入札者の商号又は名称、代表者氏名のない入札
- (9) 浸透印（朱肉が不要な印）による入札
- (10) 入札書又は工事費内訳書又は業務委託費内訳書以外のものを同封した入札
- (11) 工事費内訳書又は業務委託費内訳書が同封されていない入札
- (12) 複数の工事費内訳書又は業務委託費内訳書が同封されている入札
- (13) 入札金額と工事費内訳書又は業務委託費内訳書の金額が異なる入札
- (14) 入札書と工事費内訳書又は業務委託費内訳書、封筒の案件名が異なる入札
- (15) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (16) 入札書の金額を訂正した入札
- (17) 入札前に公表した予定価格を上回る金額でした入札
- (18) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (19) 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- (20) その他指定された入札条件に合致しない入札

6. 入札の辞退について

入札を辞退することはできます。ただし、郵便入札用の辞退届を到着期限日までに契約課に持参するか、到着期限日までに届くように、指定の封筒で、入札書と同様に郵送してください。

7. 開 札

開札は、指名通知又は公告に定めた日時及び場所において行います。

8. 立会人

- (1) 開札にあたって、その日の郵便入札参加者の中から抽選で選定した1人に立会人として立会っていただきます。立会人には開札の前日までに電話で連絡するとともに、立会人選定通知書をファックスで送付します。
- (2) 立会人として選定された方は、特別の事由により認められたもの以外は、開札の立会に協力していただきます。
- (3) 立会人には、連続する複数の入札の立会人を兼務していただく場合があります（当該入札を含む約10件までとし、1時間程度立会っていただきます。）。
- (4) (3)により兼務となった入札の参加者からは、立会人は選定しません。
- (5) 代理人が立会う場合は、委任状をお持ちください。

9. 開札の結果、最低価格者が2者以上になった場合

指名競争入札の場合は、落札者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとします。

一般競争入札（総合評価落札方式を含む）の場合は、落札者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじにて入札参加資格審査の順位を決定するものとします。その後、審査順位が第1位の者から入札参加資格審査を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定します。満たしていない場合は、次順位者から順次資格審査を実施し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとします。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとします。

10. 入札の結果について

- (1) 落札者や落札候補者には、入札（開札）終了後速やかに電話でお知らせします。
- (2) 入札結果は、原則として、落札決定の翌日に契約課及び市役所1階の行政情報センターで公表します。

【記載例－１】 郵便入札用入札書

郵便入札用

入札番号を記入すること。

番号 301

金額の訂正は無効とする。
金額の頭には¥記号をつけること。

入 札 書

入札金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	2	3	4	0	0	0	0

指名通知書・公告，設計書のとおりに記入すること。

ただし，（工事名） 道路築造工事（分割2号） 工事請負代金

（工事場所） 宇都宮市〇〇町

上記金額で請負したいので，関係書類熟覧のうえ，宇都宮市建設工事執行規則及び宇都宮市財務関係規則を守り，入札いたします。

指名通知書・公告の入札（開札）日を記入すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あて先は正しく

（あて先）宇 都 宮 市 長 佐 藤 栄 一

責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は押印。
使用印鑑を届け出ている場合はその印鑑。
浸透印（朱肉が不要な印）は不可。

住 所 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

内訳書は「記載例－4～6」を参照

代表者又は年間委任者名を記入

責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記入がある場合は，代表者印又は年間委任者印は不要です。

※以下を記載した場合，上記の代表者印が省略できます。

発行責任者氏名 :
担当者氏名 :
連絡先電話番号 :
連絡先メールアドレス

責任者と担当者が同一の場合でもそれぞれ記入してください。

【記載例－２】 紙入札用入札書

紙入札用

入札番号 301

くじ番号 123

入 札 書

金額の訂正は無効とする。
金額の頭には¥記号をつけること。

五億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	2	3	4	0	0	0	0

指名通知書・公告，設計書のとおりに入札すること。

ただし，（工 事 名 ） 道路築造工事（分割2号） 工事請負代金

（工事場所） 宇都宮市〇〇町

上記金額で請負したいので，関係書類熟覧のうえ，宇都宮市建設工事執行規則及び宇都宮市財務関係規則を守り，入札いたします。

指名通知書・公告の入札（開札）日を入札すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）宇 都 宮 市 長

佐 藤 栄 一

印

住 所

宇都宮市〇〇丁目〇番〇号

商号又は名称

株式会社〇〇〇〇

代表者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

内訳書は「記載例－4～6」を参照

代表者又は年間委任者名を記入

責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記入がある場合は，代表者印又は年間委任者印は不要です。

※以下を記載した場合，上記の代表者印が省略できます。

発行責任者氏名 :
 担当者氏名 :
 連絡先電話番号 :
 連絡先メールアドレス :

責任者と担当者が同一の場合でもそれぞれ記入してください。

表面

9 6 7 8 0 2 3	日本郵便株式会社		入札書在中	
	宇都宮中央郵便局留			
	宇都宮市役所 契約課 行			
	入札番号	301	入札日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	件名		道路築造工事（分割２号）	

公告・指名通知書等の入札番号を記入すること。

公告・指名通知書の開札日を記入すること。

公告・指名通知書の件名を記入すること。

郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」どちらかの手続きをし、開札が終わるまで「差出控え」を保管してください。

裏面

必ず記入すること	
差出人	
住所	宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
商号又は名称	株式会社〇〇〇〇
代表者名	代表取締役 〇〇〇〇
電話番号	〇〇〇—〇〇〇〇
ファックス番号	〇〇〇—〇〇〇〇

※ この封筒には、入札書、工事費内訳書だけを入れてください。

【資料－９】 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書の作成に当たっては、下記の事項に御留意ください。

記

1. 記載事項

- (1) 開札日
- (2) 入札者の商号又は名称、代表者又は年間委任者の職氏名
- (3) 工事名及び工事場所
- (4) 工事費内訳（積算体系が次の項目と異なる入札は設計書の項目に沿って記載してください。）

・土木関係工事

- ① 直接工事費（大項目に対応する金額を記載）
- ② 直接工事費計
- ③ 共通仮設費計
- ④ 純工事費（直接工事費計と共通仮設費計の合計）
- ⑤ 現場管理費
- ⑥ 工事原価（純工事費と現場管理費の合計）
- ⑦ 一般管理費計
- ⑧ 工事価格計（工事原価と一般管理費計の合計）
（入札書記載価格）

・建築関係工事

- ① 直接工事費（種目別内訳、科目別内訳を記載）
- ② 直接工事費計
- ③ 共通仮設費
- ④ 現場管理費
- ⑤ 一般管理費
- ⑥ 共通費計
- ⑦ 工事価格計（直接工事費計と共通費計の合計）
（入札書記載価格）

＊「出精値引き ▲〇〇，〇〇〇円」等の経費の根拠が不明確な記載は認めません。

＊ 1万円未満の端数処理については認めるものとします。

◎工事価格で端数調整する場合

工事価格計（端数調整前）	1 2， 3 4 5， 6 0 0
工事価格計 （入札書記載価格）	1 2， 3 4 0， 0 0 0

2. その他

- ・ 工事費内訳書に計算誤り等の不備がある場合は、当該入札を無効とすることがあります。
- ・ 「業務委託費内訳書」についても同様の取扱いとします。
- ・ 電子入札の場合は、入札情報システムからダウンロードしてください。

【記載例－４】 工事費内訳書（土木関係工事）

開札日を記入すること。

共同企業体の場合は、共同企業体名、代表者の名称（社名）及び代表者を記入すること。

開札日 令和〇〇年〇月〇日

公告・指名通知書，設計書のとおり記入すること。

工 事 費 内 訳 書

入札書と同様に記入すること。

共同企業体名 〇〇〇〇建設共同企業体
名称（社名） 株式会社〇〇〇〇
代表者（職氏名） 代表取締役 〇〇 〇〇

工事名 道路築造工事（分割２号）

工事場所 宇都宮市〇〇町

費目・工種・施工名など	数量	単位	単価	金額（円）	備考
① 土 工	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
排水工	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
舗装工	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
雑 工	1	式		〇〇,〇〇〇	
設計書に基づいて各工種（大項目）の合計額のみを記入すること。					
② 直接工事費（Ａ）				〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通仮設費（率分）				〇,〇〇〇,〇〇〇	
③ 共通仮設費計（Ｂ）				〇,〇〇〇,〇〇〇	
④ 純工事費（Ａ＋Ｂ）				〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑤ 現場管理費				〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑥ 工事原価				〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑦ 一般管理費計				〇,〇〇〇,〇〇〇	
工事価格計（端数調整前）				12,345,600	
⑧ 工事価格計（入札書記載価格）				12,340,000	

入札書記載価格と入札書の金額は一致すること。

【記載例－５】 工事費内訳書（建築関係工事）

開札日を記入すること。

共同企業体の場合は、共同企業体名、代表者の名称（社名）及び代表者を記入すること。

開札日 令和〇〇年〇月〇日

公告・指名通知書、設計書のとおり記入すること。

工事費内訳書

入札書と同様に記入すること。

共同企業体名 〇〇〇〇建設共同企業体
名称（社名） 株式会社〇〇〇〇
代表者（職氏名） 代表取締役 〇〇 〇〇

工事名 〇〇センター電気設備改修工事

工事場所 宇都宮市〇〇町

費目・工種・施工名など	数量	単位	単価	金額（円）	備考
① 電気設備工事					
構内配電線路設備	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
電灯設備	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
構内交換設備	1	式		〇〇,〇〇〇	
発生材処分	1	式		〇〇,〇〇〇	
直接工事費については科目別内訳まで記載すること。 なお、建築一式工事において、種目別明細が複数項目ある場合は、種目別明細までの記載で可とする。					
【参考】建築一式工事で種目別明細が複数項目ある場合の記載例 工事名：〇〇学校屋内運動場改築工事					
① 屋内運動場	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
渡り廊下	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
自転車置き場	1	式		〇〇,〇〇〇	
外構	1	式		〇〇,〇〇〇	
② 直接工事費計	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通費					
③ 共通仮設費	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
④ 現場管理費	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑤ 一般管理費計	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
⑥ 共通費計	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
工事価格計（端数調整前）				12,345,600	
⑦ 工事価格計（入札書記載価格）				12,340,000	

入札書記載価格と入札書の金額は一致すること。

【記載例－６】 業務委託費内訳書

共同企業体の場合は、共同企業体名、代表者の名称（社名）及び代表者を記入すること。

開札日を記入すること。

開札日 令和〇〇年〇月〇日

業務委託費内訳書

指名通知書のとおり記入すること。

入札書と同様に記入すること。

共同企業体名 〇〇〇〇設計共同企業体
名称（社名） 〇〇測量株式会社
代表者（職氏名） 代表取締役 〇〇〇〇

委託名 〇〇〇〇業務委託

履行場所 宇都宮市〇〇町

費目・種別等	数量	単位	単価	金額（円）	備考
1 設計業務					
直接費					設計書に基づいて作成すること。
直接人件費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
直接経費	1	式		〇〇,〇〇〇	
間接経費					
諸経費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
技術経費	1	式		〇〇,〇〇〇	
2 測量業務					
直接費					
直接人件費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
直接経費	1	式		〇〇,〇〇〇	
間接経費					
諸経費	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
業務委託費計（端数調整前）				2,002,568	
業務委託費計 （入札書記載価格）				2,002,500	

入札書記載価格と入札書の金額は一致すること。

入札（見積）辞退届

工事・委託・物件名

道路築造工事（分割 2 号）

入札（見積）日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

入 札 番 号 No. 3 0 1

このたび、下記の理由により入札を辞退いたします。

（理 由）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）宇都宮市長 佐 藤 栄 一

住 所	宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
商号又は名称	株式会社〇〇〇〇
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇

【様 式－１】 指名通知

入札番号 301

No.

宮契第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

指名事業者 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

指 名 通 知 書

下記のとおり指名競争入札を行うため、あなたを指名しましたので入札に参加してください。
なお、入札を希望しない場合は、入札辞退届を提出し参加しないことができます。

記

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1 | 工事又は物件名 | 〇〇〇業務委託 |
| 2 | 工事又は納入場所 | 宇都宮市〇〇町 |
| 3 | 入札の方法 | 〇〇 |
| 4 | 入札書の提出 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時～令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時 |
| 5 | 開札日時 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後１時１０分 |
| 6 | 入札及び開札場所 | 入札室 |
| 7 | 予定価格 | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー（消費税等相当額を含む） |
| 8 | 工 種 | 土木関係建設コンサルタント |
| 9 | 入札保証金 | 免除 |
| 10 | 契約保証金 | 納付 |
| 11 | 入札担当職員 | 契約課長 |
| 12 | 最低制限価格 | 適用 |
| 13 | 業務委託費内訳書提出 | 必須 |
| 14 | 設計図書に関する質問書提出方法 | 提出時間：令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後１時まで
提出場所：宇都宮市理財部契約課（５階）へ持参 |
| 15 | 設計図書に関する質問回答 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時までに宇都宮市電子入札システムにおいて「質問への回答」を掲示する。ただし、質問が無かった場合は、掲示しない。 |

16 その他

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 不正行為の事実が確認された場合は、入札を無効とします。また、不正行為の事実が確認されない場合でも、入札を無効とすることがあります。
- (3) 地方自治法、同施行令、宇都宮市契約規則、宇都宮市建設工事執行規則等を熟読のうえ、入札に参加してください。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等を遵守し、厳正に見積してください。
- (5) 来庁入札の場合、代理人が入札する場合は委任状を持参してください。
- (6) 本契約の履行に当たり、受注者又はその下請事業者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に通報し、捜査上必要な協力を行い、市の工事担当課に報告を行うこととします。

なお、受注者又はその下請事業者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、本市への報告や警察への通報を怠った場合には、入札参加停止の対象となります。

【記載例－８】 来庁入札用入札書

入 札 書

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額の訂正は無効とする。 金額の頭には¥記号をつけること。			¥	1	2	3	4	0	0	0	0

指名通知書，設計書のとおりに入札すること。

ただし， 道路築造工事（分割 2 号） 工事請負代金

上記金額で請負したいので，関係書類熟覧のうえ，宇都宮市建設工事執行規則及び宇都宮市財務関係規則を守り，入札いたします。

公告，指名通知書の入札日を記入すること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）宇 都 宮 市 長 佐 藤 栄 一

あて先は正しく

責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は押印。
使用印鑑を届け出ている場合はその印鑑。
浸透印（朱肉が不要な印）は不可。

住 所 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

代表者又は年間委任者名を記入

上 記 代 理 人 □□ □□

代理人の氏名を記入

責任者及び担当者氏名並びに連絡先の記入がある場合は，代表者印又は年間委任者印は不要です。

※以下を記載した場合，上記の代表者印が省略で

発行責任者氏名 :
担 当 者 氏 名 :
連絡先電話番号 :
連絡先メールアドレス

責任者と担当者が同一の場合でもそれぞれ記入してください。

【記載例－ 9】 来庁入札用委任状

委 任 状

指名通知書の入札
日を記入すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 宇都宮市長 佐 藤 栄 一

住 所 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

1 工 事 又 は 物 件 名 道路築造工事 (分割 2 号)

2 工 事 又 は 納 入 場 所 宇都宮市〇〇町

- ・ 代表者印は印鑑登録印
- ・ 年間委任の場合は受任者印
- * 使用印を届出ている場合は
その印鑑

会社の住所ではなく代理人の住所を記載する

私は、住所 宇都宮市〇〇町〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇〇 を代理人と定め、

上記の件に関する入札(見積)の一切の権限を委任します。

【資料－１０】 中間前金払制度について

工事請負代金の１０分の４以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の１０分の２以内を前払金として支払う制度です。

１．概 要

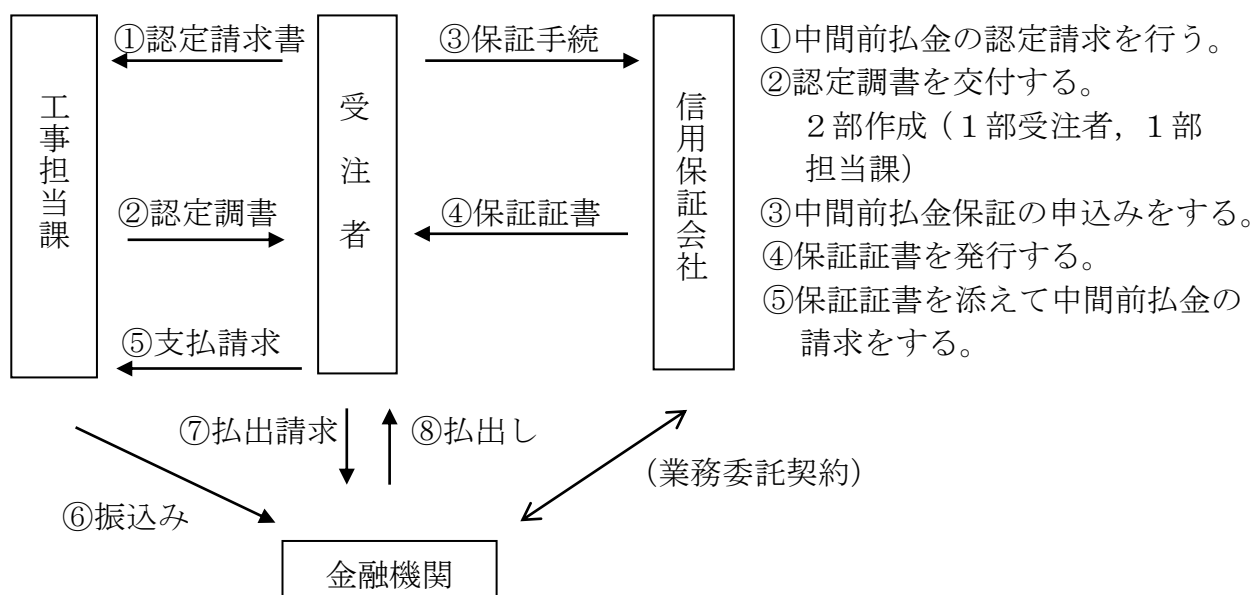
(1) 適用対象

- ① 請負金額が１３０万円を超える建設工事。
- ② 前金払（着手時）を請求したもの。

(2) 申請要件

- ① 工期の２分の１を経過していること。
- ② 工事工程表による工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている作業が実施されていること。
- ③ 工事の進捗額が、請負代金の２分の１以上の額に相当すること。

(3) 申請方法等



◎工事着手時の前金払と同様に保証事業会社の保証が必要となります。

(4) 部分払との併用について

- ① 必要な時に中間前金払と部分払とのいずれかを選択して請求してください。
- ② 中間前金払を受領後においても、契約書別表に規定する回数の部分払を請求することができます。
- ③ 請負代金額が３００万円未満の工事では前金払受領後に、部分払の請求はできません。
- ④ 同一年度において、部分払受領後は、中間前金払の請求はできません。

２．施行日

平成２２年４月１日

建設工事契約書記載例 (紙契約用)

【記載例－１０】 建設工事契約書

・印鑑は全て登録申請に使用した代表者又は年間委任者印を使用すること。
・使用印鑑を届出ている場合は、その印を使用すること。

・契約保証金が「無」の場合：免除
・現金：現金の額
・有価証券：担保（有価証券の提供）
・銀行等の保証書：担保（銀行等の保証）
・保証事業会社の保証書：担保（保証事業会社の保証）
・損害保険会社の保険：免除（履行保証保険）
・履行保証証券：免除（公共工事履行保証証券）

・落札時の入札金額に１０％を加算した金額

・指名通知書、公告、設計書と同一

宇都宮市建設工事請負契約書

1 工事名

道路築造工事（分割２号）

2 工事場所

宇都宮市〇〇町

3 工期

令和〇〇年〇〇月〇〇日から

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

・契約日の翌日から７日以内（土日・祝日を含む）
・土曜日は受注者の営業日であれば可
・日曜日、祝日は不可

・市の閉庁日は不可

4 工事を施工しない日

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
土曜日、日曜日

工事を施工しない時間帯

該当なし

5 請負代金額

¥ 1 1 8 , 8 0 0 , 0 0 0 -

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 1 0 , 8 0 0 , 0 0 0 -）

6 契約保証金

¥ 担保（保証事業会社の保証）

7 建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり

8 解体工事に要

・年末年始やお盆、毎週同じ曜日や時間帯を決めている場合は記載する。

「注１」
・工事を施工しない日・時間帯を定めない場合、それぞれに「該当なし」と記載する。

・毎日決まった時間（制約があり、施工できない時間がある場合など）を記載する。

成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

・契約日は落札決定した日の翌日から７日以内（土日・祝日を除く）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

割印

袋綴じ

発注者 住所氏名

宇都宮市旭１丁目１番５号

宇都宮市

宇都宮市長 佐藤 栄一 図

受注者 住所氏名

宇都宮市〇〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

【記載例－１１】 課税（免税）事業者届出書

課 税 （ 免 税 ） 事 業 者 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
契約日

（あて先）宇 都 宮 市 長

（住 所）宇都宮市〇〇丁目〇番〇号

（氏 名）株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る課税（免税）事業者であるので、その旨届出します。

記
自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
課 税 期 間

決算期間を記載
※決算期間内に契約日が含まれていること

【記載例－１２】 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

契約日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）宇都宮市長

受注者 住所 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

次のとおり現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任（変更）しましたので通知します。

1 工事名等

工 事 名	道路築造工事（分割２号）	・契約書と同じく記載
工 事 場 所	宇都宮市〇〇町	
契約年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
請負代金額	¥ 1 1 8 , 8 0 0 , 0 0 0	

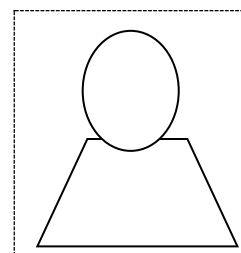
主任（監理）技術者

2 現場代理人

氏 名 (生年月日)	〇〇 〇〇 (昭和〇〇. 〇〇. 〇〇)
---------------	-------------------------

・該当するものを○で囲むこと

・資格コードを記入



3 主任技術者又は監理技術者

施工形態区分	技術者区分	氏 名 (生 年 月 日)	技術職員資格 区分コード	実務経験 業種コード 又は資格者 証番号
直営 全て自社施工	主任技術者	〇〇 〇〇 (昭和〇〇. 〇〇. 〇〇)	1 1 3	・実務経験の 場合は２桁 のコード
一部下請 下請け総額 5,000万円 未満	監理技術者			
下請け総額 5,000万円 以上				

*ただし、建築一式工事の場合は、下請け総額5,000万円を8,000万円とする。

4 監理技術者補佐（監理技術者が兼務する場合のみ記載）

氏 名 (生 年 月 日)	
------------------	--

提出にあたっては、必要項目（本人氏名、生年月日、事業所の所在や名称、資格取得年月日等のわかる部分、書類の発行年月日）以外の項目は消去（黒塗り等）してください。

（注）

- 1 施工形態区分欄は、該当する箇所を○で囲むこと
- 2 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。
- 3 主任技術者の場合は、資格の合格証明書等の写しを添付すること。実務経験者の場合は、技術職員名簿（副本）の写し又は実務経験経歴書を添付すること。
- 4 監理技術者補佐は、資格の合格証明書等の写しを添付すること。
- 5 現場代理人及び主任（監理）技術者、監理技術者補佐と受注者との雇用関係が確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。
- 6 土木一式工事又は建築一式工事で、専門技術者を置いた場合は、別紙で通知すること。

【記載例－１３】 工事工程表

工 事 工 程 表

契約日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 宇都宮市長

・契約書と同じく
記載

住 所 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
受注者 株式会社〇〇〇〇
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記のとおり施工いたします。

工事名 道路築造工事（分割２号）		工事場所 宇都宮市〇〇町				工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで			
工事種別	設計 数量	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	月	月
		1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020
準 備 工	1 式								
道 路 土 工	1 式								
地 盤 改 良 工	1 式								
小 型 水 路 工	1 式								
構造物撤去工	1 式								
舗 装 工	1 式								
道路附属施設工	1 式								
跡 片 付 工	1 式								

会社が休みの期間でも、工程に切れ目
がないように作成すること

工事関連業務委託契約書記載例 (紙契約用)

【記載例－１４】 業務委託契約書

- ・印鑑は全て登録申請に使用した代表者又は年間委任者印を使用すること。
- ・使用印鑑を届出ている場合は、その印を使用すること。

・落札時の入札金額に１０％を加算した金額

業 務 委 託 契 約 書

- ・契約日から７日以内（土日・祝日を含む）
- ・土曜日は受注者の営業日であれば可
- ・日曜日、祝日は不可

1 委託業務の名称

〇〇〇〇業務委託

・指名通知書、設計書と同一

収 入
印 紙

印

2 委託業務場所

宇都宮市〇〇町

3 履 行 期 間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

・市の閉庁日は不可

4 業 務 委 託 料

¥ 5 , 9 4 0 , 0 0 0 -

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 5 4 0 , 0 0 0 -）

5 契 約 保 証 金 ¥ 免 除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

・契約日は落札の翌日から７日以内（土日・祝日を含む）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

割印

袋綴じ

発注者 住 所
氏 名

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市
宇都宮市長 佐藤栄一 図

受注者 住 所
氏 名

宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
〇〇測量株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

【記載例－１５】 課税（免税）事業者届出書

課 税 （ 免 税 ） 事 業 者 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
契約日

（あて先）宇 都 宮 市 長

（住 所） 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
（氏 名） 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

下記の期間については，消費税及び地方消費税に係る課税（免税）事業者であるので，その旨届出します。

記
自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
課 税 期 間

決算期間を記載
※決算期間内に契約日
が含まれていること

【記載例－１６】 業務主任技術者及び照査技術者選任（変更）通知書

業務主任技術者及び照査技術者選任（変更）通知書

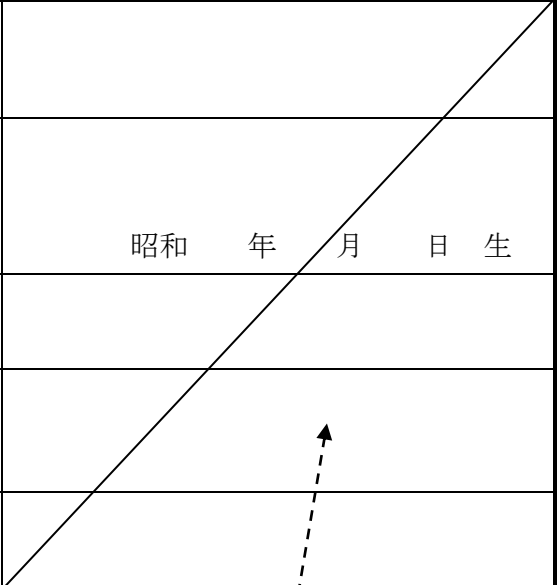
契約日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）宇都宮市長

受注者 住 所 宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
〇〇測量株式会社
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

次のとおり選任（変更）したので、通知します。

業 務 名	〇〇〇〇業務委託		
履 行 場 所	宇 都 宮 市 〇 〇 町		
契 約 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	請 負 代 金	5, 9 4 0, 0 0 0 円
委 託 期 間	着手年月日 令和〇〇年〇〇年〇〇日 完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
区 分	業務主任技術者	照 査 技 術 者	
住 所	宇都宮市〇〇町〇〇〇番地		
氏 名 及 び 生 年 月 日	〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生		
最 終 学 歴	〇〇大学△△学部□□学科		
業 務 に 必 要 な 免 許 ・ 資 格	測 量 士		
経 験 年 数	2 0 年		

（注）業務に必要な免許・資格を証明する書類の写し（配置する技術者本人のもの）を添付すること。

（注）照査技術者は、設計図書により配置が求められている場合にのみ記入すること。

（注）配置する技術者と受注者との直接雇用を確認できる書類の写しを添付すること。

⇒ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等

「照査技術者」欄は、仕様書等で配置が指示されている場合にのみ記入すること。
配置しない場合は斜線を引くこと。

令和〇〇年〇〇年〇〇日

- ・契約書と同じく記載

宇都宮市〇〇丁目〇番〇号
〇〇測量株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

[illegible]